

# 事業系ごみの

# 減量化・資源化及び 適正処理について

事業系ごみの処理は事業者に責任があります。



あゆつるまん

## 事業系ごみとは

事業活動に伴って排出されるごみすべてをいいます。事業活動には、飲食店や店舗、事務所などの営利を目的とする活動だけでなく、病院や学校、公共機関などの活動も含まれ、個人・法人ともにすべてが対象となります。

## 事業系ごみの適正な処理

### まず始めに リデュース

事務用品等を一元管理し、適度な購入をするなど、ごみを出さない工夫をしましょう。

Reduce  
リデュース  
( 減量 )

### つぎに リユース

再使用可能商品の利用や、不要となった紙の裏面を使うなど、再使用を推進しましょう。

Reuse  
リユース  
( 再利用 )

Recycle  
リサイクル  
( 再生利用 )

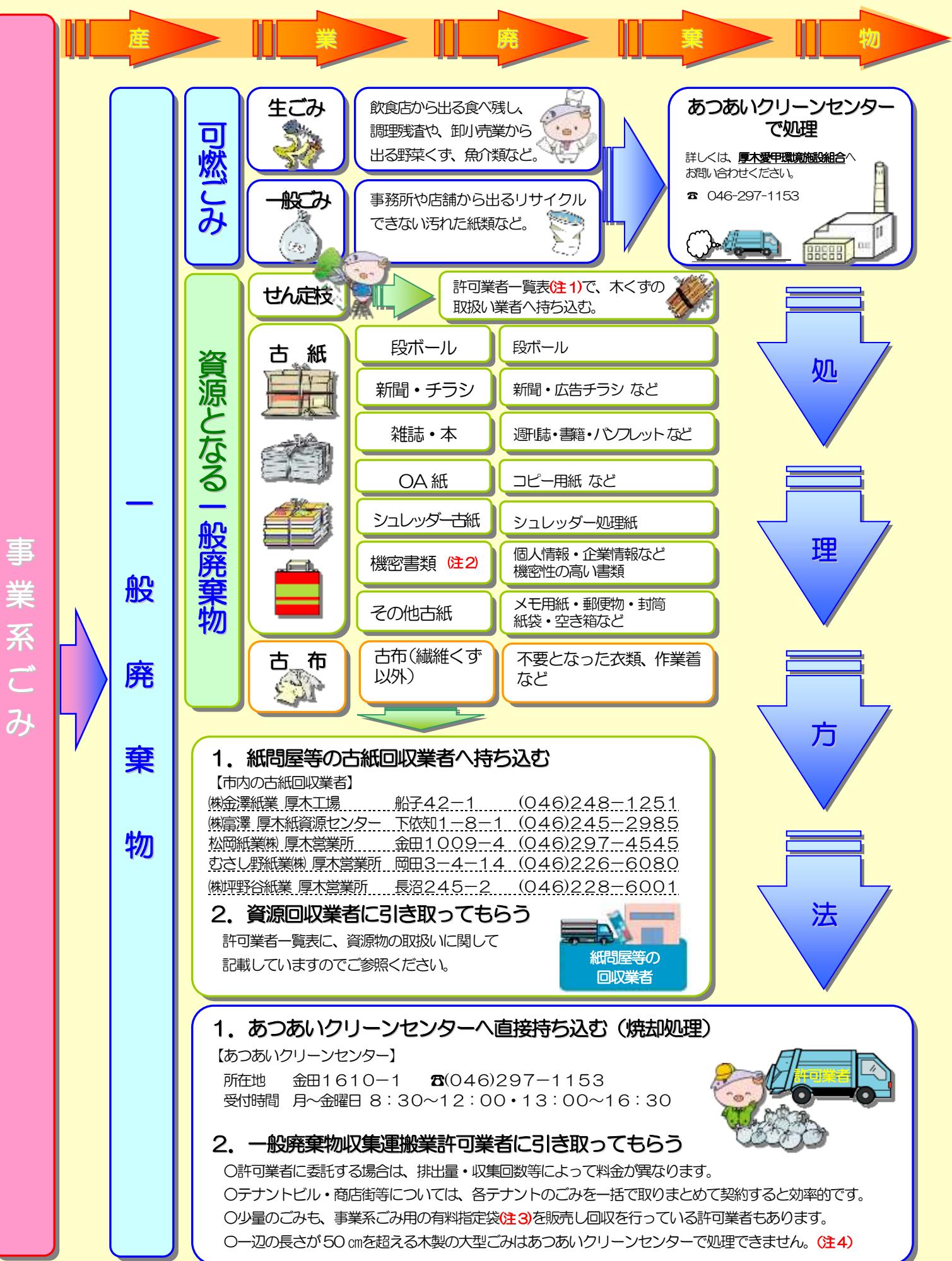
### 最後に 処分

やむを得ず、ごみとして処分する場合は、自ら焼却施設へ持ち込むか、一般廃棄物許可業者に処理を依頼しましょう。

### そして リサイクル

紙類や缶・びん・ペットボトル等の資源物は、資源回収業者に引き取ってもらいましょう。

## 事業系ごみの分け方



# 産業廃棄物

## 資源となる産業廃棄物

## 業種限定

## その他



弁当・緩衝材・発泡スチロール  
食品トレー・カップめん等の容器包装  
プラスチック製品は**産業廃棄物**  
(注5)



飲料用・食品用の缶など



飲料用・調味料用のびんなど



飲料用・調味料用の  
ペットボトルなど



鉄くず・ブリキくず  
スプレー缶・金具類



コップ等のガラス類  
鉢や急須等の陶器類



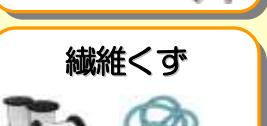
コンクリート破片  
建築業(工作物の新築、改築  
除却に伴って生じたもの)



建築業(工作物の新築、改築、除却)  
パルプ製造業・製紙業・製本業  
などの業種から発生するもの  
それ以外は**資源となる一般廃棄物**



建築業(工作物の新築、改築、除却)  
木工製造業・木製品製造業などの  
業種から発生するもの



建築業(工作物の新築、改築、除却)  
繊維工業などの業種から発生するもの  
それ以外の不要となった作業着  
などは**資源となる一般廃棄物**



食料品製造業、医薬品製造業など  
から出た動植物性残さ、と畜場で  
とさつ又は解体した獣畜及び食鳥  
処理場の固形状不要物、ふん尿、  
死体など。



事務所の机・椅子・ロッカー・  
OA機器などの金属、プラスチック、  
ガラス製品。それ以外の  
木製の大型ごみは**一般廃棄物**

## 資源回収業者に引き取ってもらう

許可業者一覧表に、資源物の取扱いに関して  
記載していますのでご参照ください。

量の多少にかかわらず事業系ごみは

**ごみ集積所へは出せません**



量の多少にかかわらず産業廃棄物は

**あつあいクリーンセンターへは  
持ち込めません**



## 産業廃棄物許可業者へ委託

許可業者一覧表に、産業廃棄物の取扱いに関して記載していますのでご参照ください。

## 産業廃棄物の処理のご相談

(公社) 神奈川県産業資源循環協会  
(045) 681-2989

## 家電製品の処理のご相談

家電リサイクル券センター  
0120-319-640

エアコン・テレビ  
冷蔵(凍)庫・洗濯機  
衣類乾燥機

は法律によりリサイクルが  
義務付けられています。  
※業務用としてメーカーが  
販売しているものを除く

注1 許可業者一覧表は厚木市ホームページに掲載しています。

※右側二次元コードからもご覧いただけます。

注2 紙問屋によっては、機密書類の処理（溶解証明書発行可）もできます。

注3 許可業者一覧表に指定袋の取扱い許可業者を記載しています。

注4 大型ごみのうち、木製品は一般廃棄物の処理業者（注1 参照）へ委託して処理してください。

注5 プラスチック類は資源化できない物もありますので産業廃棄物の処理のご相談先へご連絡ください。



## 事業系ごみ Q&A



少量であれば、ごみ集積所に出せますか？

従業員のごみ（飲食物・弁当容器等）は、集積所に出せますか？

集合住宅に店舗を構えている場合、集合住宅のごみ集積所に出せますか？

少量のごみを処理するのに、何かいい方法はありますか？

事業系ごみを取りに来てもらいたいのですが？

ごみ集積所は、家庭用のごみ集積所です。

事業活動に伴って排出されたごみ（従業員のごみも含む）は、量にかかわらずごみ集積所に出すことはできません。

一般廃棄物の処理方法

- ◎ 自ら処理施設（あつあいクリーンセンター）に搬入
- ◎ 一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼

産業廃棄物の処理方法

- ◎ （公社）神奈川県産業資源循環協会へご相談

ごみ集積所に出したら罰則はありますか？

自社の敷地内で、焼却や埋め立てしてもいいですか？

廃プラスチックなどの産業廃棄物は、少量であれば一般廃棄物に混ぜても大丈夫？

一般廃棄物は市が許可している一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼してください。

また、少量のごみについては、事業系ごみ指定袋を販売し収集・運搬する許可業者がありますので、許可業者へご相談ください。

許可業者一覧表は厚木市ホームページに掲載しています。

※ホーム > くらし情報 > 環境 > ごみ・リサイクル >

事業系ごみ > 事業系ごみの出し方

ごみ集積所に不適正排出する行為は不法投棄に該当し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による処罰の対象となります。また、廃棄物処理法では、許可のない焼却や埋め立てを禁止しており、これに違反した場合は処罰されますので、絶対行わないでください。

《処罰》

5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金  
法人に対しては更に、3億円以下の罰金

※ 廃棄物処理法違反で逮捕された事例もあります

産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により管理票（マニフェスト）の交付が義務付けられていて、少量であっても一般廃棄物に混ぜることはできません。

産業廃棄物の処理方法

- ◎ （公社）神奈川県産業資源循環協会へご相談

## お問い合わせ一覧



一般廃棄物処理方法について

厚木市環境事業課（環境センター内）  
(046) 225-2793

一般廃棄物の処理施設への搬入について

厚木愛甲環境施設組合  
(046) 297-1153

産業廃棄物処理方法について

（公社）神奈川県産業資源循環協会  
(045) 681-2989

家電製品の処理方法について

家電リサイクル券センター  
0120-319-640 <https://www.rkc.aeha.or.jp/>